

## 国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則

平成19年4月1日

19経教規則第3号

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第2項の規定に基づき、産官学連携・知的財産センター(以下「知財センター」という。)における産官学連携推進及び知的財産管理事業に従事する職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (職名)

第2条 この規則の適用を受ける職員の職名は、産官学連携・知的財産センター研究員(以下「センター研究員」という。)とする。

### (雇用期間及び契約更新)

第3条 センター研究員の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。

2 前項の雇用期間終了後、大学の財務状況及び勤務実績の評価等を総合的に勘案し、センター研究員としての雇用期間が通算3年に達する時点まで更新することができる。評価については知財センターが別に定める。

3 前2項により通算雇用期間が3年に達したセンター研究員について、知財センターが必要と認め、かつ、役員会が承認した場合、前2項に準じて更に3年を超えない範囲内で雇用することができる。

### (所定労働時間)

第4条 センター研究員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週間当たり40時間とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表1のとおりとする。

2 前項の規定のほか、センター研究員の労働時間は、1日6時間以内、1週間当たり30時間以内の勤務態様として個別に定めることができる。

### (給与)

第5条 前条第1項に該当するセンター研究員の給与は、年俸制とし必要な事項を別に定める。

### (退職手当)

第6条 センター研究員の退職手当は、これを支給しない。

### (その他)

第7条 本規則で定めのない事項については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を準用する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日若しくは前々日に産官学連携・知的財産センター所属の産学官連携研究員として在職し、施行日以降、センター研究員として契約更新が行われた者については、第3条各号にかかわらず次の各号のとおりとする。
  - 一 センター研究員の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。
  - 二 前号の雇用期間終了後、大学の財務状況及び勤務実績の評価等を総合的に勘案し、センター研究員としての雇用期間が通算4年に達する時点まで更新することができる。
  - 三 前号の評価については、第3条第2項に定める評価とする。

別表1（第4条関係）

労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで